

〔判例研究〕

事前求償権を被保全債権とする仮差押と 事後求償権の消滅時効の中断

(最高裁平成 27 年 2 月 17 日第三小法廷判決・民集 69 卷 1 号 1 頁)

帷子翔太

【事案の概要】

1 Y₁ (被告) は、平成 2 年 2 月 26 日、訴外 A 銀行から 500 万円の借入れをするために、信用保証会社である X (原告) との間で信用保証委託契約 (以下「本件信用保証委託契約」という。) を締結した。本件信用保証委託契約においては、X が事前求償権を行使できることのできる事由の 1 つとして、「Y₁ または保証人が借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき」と定められていた。そして、Y₂ は、平成 2 年 2 月 26 日、X との間で、本件信用保証委託契約に基づき Y₁ が X に対して負担すべき債務について連帯保証契約 (以下「本件連帯保証契約」という。) を締結した。

Y₁ は、平成 2 年 5 月 11 日、訴外 A 銀行との間で、貸越限度額 500 万円の貸越契約を締結した。その際、X は、本件信用保証委託契約に基づき、A に対し、同貸越契約に基づく Y₁ の債務 (以下「本件借入金債務」という。) を保証した。

Y₁ は、訴外 A 銀行から上記貸越契約に基づき借入れをし、平成 6 年 10 月当時の借入金元本の金額は 499 万 9548 円であったが、Y₁ が訴外 A 銀行に対する本件借入金債務につき約定の分割弁済をしなかったため、X は、平成 6 年 10 月 17 日、Y₁ を債務者として Y₁ 所有の不動産につき本件信用保証委託契約に基づく事前求償権 (以下「本件事前求償権」という。) を被保全債権として、不動産仮差押命令の申

立てをし、同日に仮差押命令を得て仮差押登記を経由した (以下「本件仮差押え」という。)

Y₁ は、平成 6 年 11 月 4 日、A に対する本件借入金債務の期限の利益を失ったので、X は同月 18 日 A に対し、本件借入金債務の元本 499 万 9548 円及び約定利息 4 万 7461 円の合計額 504 万 7009 円を代位弁済し、Y₁ に対する事後求償権 (以下「本件事後求償権」という。) を取得した。

そこで、X は、Y₁ に対しては①本件事前求償権及び②本件事後求償権に基づき (単純併合)、また Y₂ に対しては本件連帯保証契約に基づいて、連帯して 504 万 7009 円及び遅延損害金 (本件事前求償権につき代位弁済の翌日から支払済みまで年 5 %、本件事後求償権につき同期間について約定利息年 18.25 % より低い利率 14 %) の支払いを求める訴訟を提起した。

同訴訟において、Y₁ 及び Y₂ は、①については X の代位弁済 (本件事後求償権発生) により事前求償権が消滅したと主張し、②については代位弁済日の翌日から 5 年が経過したことによる消滅時効を主張した。これに対し、X は、②について、本件仮差押えにより消滅時効が中断していると主張して争った。2 第一審の大阪地裁は、平成 23 年 9 月 14 日、②本件事後求償権のみについて判断し、「事前求償権に基づく不動産仮差押命令及びそれに基づく登記手続を経由することによって、事後求償権も、その発生後、同様に保全されたと考えるのが相当である。」

と判示し、本件仮差押えによって本件事後求償権の消滅時効は中断するとして、Xの請求を認容した。ただし、①本件事前求償権についての判断を脱漏(民訴258条1項)したため、大津地裁は、平成24年1月13日、改めて本件事前求償権がXの代位弁済により既に消滅しているとして、請求棄却の追加判決をした。

3 これに対し、本件事後求償権に関する部分につきY₁及びY₂が、本件事前求償権に関する部分につきXがそれぞれ控訴したところ、原審判決(大阪高判平成24年5月24日)は、①本件事前求償権と②本件事後求償権とは控訴審において単純併合から選択的併合に併合態様に変更され、同審において②について認容したことにより①については失効したとした上、②本件事後求償権について第1審と同様の判断をして控訴を棄却した。

これに対して、Y₁らが上告受理を申し立てた。

【判旨】上告棄却

「事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有するものと解するのが相当である。その理由は、次のとおりである。

事前求償権は、事後求償権と別個の権利ではあるものの(最高裁昭和59年(オ)第885号同60年2月12日第三小法廷判決・民集39巻1号89頁参照)、事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる。また、上記のような事前求償権と事後求償権との関係に鑑みれば、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮

差押えをした場合であっても民法459条1項後段所定の行為をした後に改めて事後求償権について消滅時効の中断の措置をとらなければならないとすることは、当事者の合理的な意思ないし期待に反し相当でない。」

【評釈】

1 本判決の意義

本件は、事前求償権(民法460条)を被保全債権とする仮差押え(民事保全法20条、民法147条2号)が、事後求償権(民法459条1項後段)の消滅時効をも中断する効力を有するか否かが争点となった事案である。本判決は、⁽¹⁾同争点について、最高裁が初めて判断を示したものであり、理論的にも、実務的にも、重要な意義を有する。

2 事前求償権と事後求償権の関係及び時効中断の範囲

本判決は、事前求償権を被保全債権とする仮差押えが、事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有すると判示した第1点目の理由として、「事前求償権は、事後求償権と別個の権利ではあるものの、事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる。」と判示する。同判示部分についてみると、「事前求償権は、事後求償権とは別個の権利ではある」ことを前提としつつも、事前求償権が「事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にある」ことを根拠に、「委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価する

(1) 本判決の解説・評釈として、高橋眞「判批」民商151巻2号20頁(2014)、下村信江「判批」金法2025号29頁(2015)、鈴木健之「判批」金法2031号52頁(2015)、山地修「時の判例」ジュリ1487号68頁(2015)、齋藤由紀「判批」判時2280号148頁(判評685号2頁)(2016)、福田誠治「判批」セレクト2015[1]15頁(2016)、山地修「判解」曹時68巻3号860頁(2016)、仲田哲「判批」金法2036号59頁(2016)、米倉暢大「判批」重判解1492号75頁(2016)、加藤新太郎「判批」金判1492号8頁(2016)がある。

ことができる」と判示している。このように、本判決が、事前求償権と事後求償権の関係に言及した上で、時効中断の範囲に関する判示をしているという構造であることを踏まえると、まず、事前求償権と事後求償権の関係について、これまでの議論を確認する必要があり、次に、両求償権の関係を踏まえた上で、時効中断の範囲について検討することを要すると解される。

すなわち、事後求償権と事前求償権の関係に関し、両求償権が同一の権利であると考え、事前求償権を被保全債権とする仮差押えが、事後求償権の消滅時効も当然に中断するという結論を導きやすい。これに対し、事前求償権と事後求償権が別個の権利であると考え、同様の結論が直ちに導かれず、ある権利の行使が、他の権利の時効中断の効力を有するかという時効中断の範囲の問題となる。事前求償権と事後求償権が別個の権利であるとする、事前求償権を被保全債権とする仮差押えが、事前求償権という別個の権利の時効中断を生じさせるのかという形で、時効中断の範囲の問題となるのである。

3 事前求償権と事後求償権の関係に関する判例及び学説

まず、本判決が引用する最判昭和60年2月12日（民集39巻1号89頁）は、事後求償権の消滅時効の起算点が問題となった事案において「事前求償権は事後求償権とその発生要件を異にするものであることは前示のところから明らかであるうえ、事前求償権については、事後求償権については認められない抗弁が付着し、また、消滅原因が規定されている（同法461条参照）ことに照らすと、両者は別個の権

利であり、その法的性質も異なるものというべき」であると判示している。

事前求償権と事後求償権との関係につき、学説上は、両者が同一の権利であるとする説（1個説）⁽³⁾、両者は別箇の権利であるとする説（2個説）⁽⁴⁾が対立し、議論されていたが、前掲最判昭和60年2月12日以降は、両者が別個の権利であるとする立場が通説となった。⁽⁵⁾

他方で、両求償権については、「窮極の目的と社会的効用を同じくし、その異別性に着眼したとしても何らの実益なく、むしろ制度の趣旨から両者の同一性ないし同質性が要求されている」として、関連性があるともされている。⁽⁶⁾ また、事前求償権の発生・消滅が事後求償権保全の必要性・消滅にかかっていることから（民法459条ないし461条）、事前求償権は事後求償権確保のためのものであると解されている。⁽⁸⁾

このように、前掲最判昭和60年2月12日以降は、事前求償権と事後求償権との関係について、一定の関連性はあるとされながらも、別箇の権利であるとする2個説が判例・通説である。

4 時効中断の範囲に関する判例及び学説

ある権利の行使が、他の権利の時効中断の効力を有するかという時効中断の範囲の問題に関し、最高裁判例としては、最判昭和62年10月16日（民集41巻7号1497頁）、最判平成7年3月23日（民集49巻3号984頁）⁽⁹⁾が挙げられる。

前者の最判昭和62年10月16日は、手形金請求の訴えの提起が原因債権の消滅時効を中断する効力を有するかどうか争点となった事案において、「手形

(2) 事前求償権と事後求償権の法的性質についても議論があるところであるが、齋藤・前掲注(1)149頁は、そのような性質論について、「両求償権の関係を決定づけるものでもない。」とする。

(3) 石井真司「事前求償権と事後求償権は別個の権利か」金法1112号4頁（1986）等

(4) 林良平「判批」論叢67巻1号99頁（1960）等

(5) 山地・前掲注(1)866頁

(6) 倉田卓次「判解」最判解民事篇昭和34年度101頁

(7) 山地・前掲注(1)867頁

(8) 奥田昌道『債権総論 [補訂版]』407頁（悠々社、1992）等

(9) その他の判例として、大判大正9年6月29日民録26諱949頁、最判平成18年11月14日民集60巻9号3402頁等

授受の当事者間においては、手形債権は、原因債権と法律上別個の債権ではあつても、経済的には同一の給付を目的とし、原因債権の支払の手段として機能しこれと併存するものにすぎず、債権者の手形金請求の訴えは、原因債権の履行請求に先立ちその手段として提起されるのが通例」であること等を根拠に、「債務の支払のために手形が授受された当事者間において債権者のする手形金請求の訴えの提起は、原因債権の消滅時効を中断する効力を有するものと解するのが相当である。」と判示したものである。

後者の最判平成7年3月23日は、債権者が主たる債務者の破産手続において債権全額の届出をし、保証人が、債権調査期日終了後に債権全額を弁済した上、破産裁判所に債権の届出をした者の地位を承継した旨の届出名義の変更の申出をした場合において、保証人が取得した求償権の消滅時効は、届出名義の変更の時から中断するかどうか争点となった事案において、「保証人は、右弁済によって破産者に対して求償権を取得するとともに、債権者の破産者に対する債権を代位により取得するところ（民法501条）、右債権は、求償権を確保することを目的として存在する附従的な権利である」ことから、「保証人がいわば求償権の担保として取得した届出債権につき破産裁判所に対してした右届出名義の変更の申出は、求償権の満足を得ようとする届出債権の行使であって、求償権について、時効中断効の肯定の基礎とされる権利の行使があったものと評価するのに何らの妨げもない」こと等を理由に、「債権者が主たる債務者の破産手続において債権全額の届出をし、債権調査の期日が終了した後、保証人が、債権者に債権全額を弁済した上、破産裁判所に債権の届出をした者の地位を承継した旨の届出名義の変更の申出をしたときには、右弁済によって保証人が

破産者に対して取得する求償権の消滅時効は、右求償権の全部について、右届出名義の変更のときから破産手続の終了に至るまで中断すると解するのが相当である。」と判示したものである。

時効中断の範囲に関する判例の考え方について、裁判上の請求に関するものではあるが、その権利が直接訴訟物になっていなくとも、当事者が同一で、訴訟物としての権利主張が当該権利の主張の一態様・一手段とみられるような牽連関係があるか、その存在が実質的に確定される結果となるようなときは、これを「裁判上の請求」に準ずるものとして、訴訟物となっていない権利についても時効中断を認めているものと解されている。⁽¹⁰⁾

前掲最判昭和62年10月16日についてみると、手形債権と原因債権が同一当事者に帰属している事案であり、手形債権と原因債権の経済目的同一性を理由の1つとしていることから、上記牽連関係等が肯定できるものと解される。また、前掲最判平成7年3月23日についても、原債権及び求償権が同一当事者に帰属しており、かつ、原債権を求償権の担保であると判示していることからして、上記牽連関係が肯定されるものと解される。

なお、時効中断が認められる根拠について、学説上は、権利行使説ないし実体法説と、権利確定説ないし訴訟法説の対立がある。⁽¹¹⁾前者は、訴えの提起等が権利者の最も断固たる権利主張の態度と認められることに基づく見解であり、時効中断の範囲は必ずしも訴訟物に限定されず、権利者の権利行使の意思がどの範囲まで及ぶかという観点から決せられるという結論に結びつきやすい。これに対し、後者は、訴訟物たる権利関係の存否が既判力をもって確定されることに基づく見解であり、時効中断の客観的範囲は、訴訟物に限定されるという結論に結びつきやすい。⁽¹²⁾

(10) 篠原勝美「判解」最判解民事篇昭和62年度639頁

(11) 我妻榮『新訂民法総則』457頁（岩波書店、1965）等

(12) 川島武宜『民法総則』473頁（有斐閣、1965）等

もつとも、両説は、時効中断をめぐる法律関係を統一的に説明するための概念であり、上記の議論から直ちに本件の争点についての結論が導かれるものではないと考えられている。⁽¹³⁾

5 本判決の検討

(1) 本判決の理由

本判決は、前記のような議論状況において、事前求償権を被保全債権とする仮差押えは事後求償権の消滅時効をも中断する効力を有すると判示した。

本判決が挙げる理由は、以下の2点である。

第1に、事前求償権は、事後求償権と別個の権利ではあるものの、事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にあるから、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができるという理由である（以下「理由①」という。）。

第2に、前記のような事前求償権と事後求償権との関係に鑑みれば、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをした場合であっても民法459条1項後段所定の行為をした後に改めて事後求償権について消滅時効の中断の措置をとらなければならないとすることは、当事者の合理的な意思ないし期待に反し相当でないという理由である（以下「理由②」という。）。

(2) 理由①についての検討

理由①は、前記のように、事前求償権と事後求償権が別個の権利であるとしながら、事前求償権が事後求償権を確保するために認められた権利であるという関係にある「から」、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができるとするものであ

る。もつとも、判旨からだけでは、事前求償権が事後求償権を確保するために認められた権利であることをもって、なぜ「委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをすれば、事後求償権についても権利を行使しているのと同等のものとして評価することができる」ことになるのかは判然としなない。この点については、事前求償権と事後求償権の関係を踏まえ、時効中断の判例に関する判例の考え方に照らして理由づけたと解される。すなわち、既に述べたように、判例は、その権利が直接訴訟物になっていなくとも、当事者が同一で、訴訟物としての権利主張が当該権利の主張の一態様・一手段とみられるような牽連関係があるか、その存在が実質的に確定される結果となるようなときは、これを「裁判上の請求」に準ずるものとして、訴訟物となっていない権利についても時効中断を認めているものと解されている⁽¹⁴⁾ところ、同考え方に照らして、理由づけたものと解される。

以下、本判決の理由①について、上記時効中断の範囲に関する判例の考え方を参考に検討することとする。なお、時効の中断事由については、仮差押えに限定して論じるものは少なく、権利主張形式の中断事由（「承認」と対置される。）として裁判上の請求と同列に論じられることが一般的であるとされる⁽¹⁵⁾。そのため、前記裁判上の請求に関する判例の考え方は、仮差押えについても妥当するものと解される。

まず、当事者の同一性について、事前求償権及び事後求償権は、いずれも同一の当事者（保証人）に帰属する権利である。次に、事前求償権が事後求償権を確保するために認められた権利である点に着目すると、本件における事前求償権を被保全債権とする仮差押えは、代位弁済後に発生する事後求償権の

(13) 山地・前掲注(1)864頁

(14) 篠原・前掲注(13)639頁

(15) 山地・前掲注(1)864頁、篠原・前掲注(13)639頁、644頁等

(16) 「確保する」の意義について原債権と求償権との関係についてであるが塚原朋一・「判解」最判解民事篇昭和59年度283頁は、「『担保する』という趣旨を含むが、それよりは広い」と説明する。

行使を見据えて同権利を確保するために行われるものであると評価することができる⁽¹⁷⁾と解され、牽連性が肯定できるといえる。また、事前求償権が事後求償権確保のための権利であるということは、事後求償権の行使を待っていたのでは主たる債務者の財産が散逸する危険があるために必要な範囲で事前求償権の行使を認めることを意味していると考えられるため、事前求償権の行使により、実質的に事後求償権の存在も確定されると評価できるものと解される。以上の通り、本判決の理由①は、これまでの判例の考え方を踏襲したものであるといえる。

(3) 理由②についての検討

理由②は、前記のように、事前求償権と事後求償権との関係に鑑みれば、委託を受けた保証人が事前求償権を被保全債権とする仮差押えをした場合であっても民法459条1項後段所定の行為をした後に改めて事後求償権について消滅時効の中断の措置をとらなければならないとすることは、当事者の合理的な意思ないし期待に反し相当でないといえるものである。

これは、本判決が、事前求償権を被保全債権とする仮差押えがなされた段階では事後求償権が発生していなかったという事案であることを踏まえ、事前求償権が事後求償権を確保するための権利であることも考慮し(理由①)、本判決の判旨とは反対に事前求償権を被保全債権とする仮差押えをした場合であっても、改めて事後求償権発生後に事後求償権の時効中断の措置が必要であるとした場合、保証人に過度な負担を要求し、合理的な意思・期待に反することを述べたものと解される。

(4) 理由①と理由②の関係⁽¹⁷⁾

理由①は、事前求償権の関係及び時効中断の範囲

について、従来の判例の考え方を踏襲したものであり、本判決の主たる理由であると解される。

これに加えて、理由②は、事前求償権が事後求償権を確保するための権利であること(理由①)を踏まえて、保証人は、事前求償権を被保全権利とする仮差押えがなされたことにより、事後求償権についても時効が中断すると期待するという合理的な意思・期待を考慮している点で、理由①と関連するといえる。その上で、理由②は、事前求償権を被保全債権とする仮差押えがなされた当時事後求償権が未発生であった本件のような場合において、事後求償権が発生した後改めて事後求償権の時効中断の措置が必要とした場合、保証人の前記合理的な意思・期待に反すると述べたものであると解される。

6 本判決の射程

(1) 本判決で判示された考え方は、本判決の判決要旨及びその理由付に照らし、事前求償権を被保全債権とする仮差押えによる事後求償権の消滅時効の中断が問題なる場合一般に広く妥当すると考えられる⁽¹⁸⁾。また、前記理由①の判示からすれば、権利行使型の時効中断事由である請求・差押えについても、本判決の射程は及ぶと解するのが妥当である。他方で、承認による時効中断の場合には、その射程は及ばないと解される。

(2) 法改正との関係

「民法の一部を改正する法律案」(以下「法律案」という。)によれば、現行法における時効の「中断」という概念が「更新」に、時効の「停止」という概念が「完成猶予」にそれぞれ替えられている⁽¹⁹⁾。時効の更新事由が生じると、それまで経過した時効は効力を失い、更新事由が終了したときから新たに時効の進行が開始する。他方で、時効の完成猶予事由が

(17) 齋藤・前掲注(1)150頁、151頁は、「本判決の結論」に対し、理由①のみから「正当化されそうである」としつつも、理由②について「将来発生する事後求償権の時効中断の『当事者の合理的な意思ないし期待』を読み込んで、時効中断を正当化したと考えられる」とし、本判決を正当化する理由としての意義を見出している。

(18) 山地・前掲注(1)868頁

(19) 潮見佳男『民法(債権関係)改正法案の概要』33頁(金融財政事情研究会、2015)

生じると、当該事由が終了するまでは時効は完成しない（時効の完成が一定期間猶予される）。

本判決で問題となった仮差押えは、現行法では時効の中断事由されている（民法147条2号）が、法律案によれば、仮処分とともに時効の完成猶予事由とされており、当該事由が終了したときから6か月を経過するまでは時効は完成しないとされる（法律案149条）。これは、民事保全手続の開始に債務名義は不要であり、その後に本案の訴え提起または続行が予定されていることから（保全手続の暫定性）、仮差押え及び仮処分は本案の訴えが提起されるまでの間時効の完成を阻止するものに過ぎないと考えられたことによる。⁽²⁰⁾ 以上のような法律案の内容によれば、法改正以降に仮差押えがあった場合、現行法のように時効の中断事由に該当し仮差押えが終了したときから新たに時効が進行するのではなく、時効の完成猶予事由として6か月間時効の完成を猶予する効果をもつ点で、その効果が異なるものになると解される。

このように、保全手続の暫定性から、仮差押えは時効中断事由から時効完成猶予事由に改められその効果が異なるものの、時効の完成を阻止するものとして位置付けられている点では同様であると解される。また、法律案によっても、事前求償権と事後求償権の関係に変更はない（法律案459条は、民法459条1項及び2項の内容を統合して維持するものであり、⁽²¹⁾ 法律案460条は事前求償権が生じる場合を整理するにとどまる。⁽²²⁾）。したがって、本判決は、法律案の内容に民法が改正された後であっても、判例としての意義を有すると考えられる。⁽²³⁾

以上

(20) 部会資料69A・19頁

(21) 潮見・前掲注(22)113頁、114頁

(22) 潮見・前掲注(22)115頁参照。

(23) 米倉・前掲注(1)76頁

